資料４

特別地域加算の導入について

【概要】

「特別地域加算」は、介護保険制度において、地理的・社会的条件によりサービス提供が困難な地域に対し、基本報酬に 15%の上乗せが認められる加算制度です。

この加算は、経営が厳しい地域における介護サービスの提供体制を維持・支援することを目的としており、導入により経営の安定化や人材確保への効果が期待されます。

【経緯】

令和６年度の介護報酬改定において、訪問介護などの一部サービスがマイナス改定となったことを受け、市議会等で「保険者としての何か支援ができないのか」との意見や質問が寄せられました。

現在のところ、改定に伴う廃止予定の事業所は確認されていませんが、今後のサービス撤退を未然に防ぐための対策も必要であると考えます。

また、前回の報酬改定年度（申請は報酬改定年度毎（３年に１度））において、県長寿社会課から「九州各県では、長崎県を除くすべての県で特別地域加算が国により認められている。本土で未導入なのは長崎県のみ」との説明がありました。

本組合では、これまで国県との協議に向けた十分な検討期間が確保できなかったことから、導入を見送ってまいりましたが、今回の状況を踏まえ、再度導入について検討したいと考えています。

なお、長崎県内では、平戸市・松浦市・東彼杵町は既に過疎地域として特別地域加算の算定地域として指定済となっています。

【対象地域】

~~離島、山間地、交通や人材確保が困難な地域、~~
~~自治体が定める「特別地域」として指定された区域~~
~~※島原半島は全区域が過疎地域であるため対象~~

（下記のとおり修正する）

離島、山間地、過疎地域その他の地域のうち、
「①人口密度が稀薄であること、②交通が不便であること等の理由により、指定居宅サービス等の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの」という規定になっている。

【対象サービス】

・訪問介護、訪問型サービス（独自）
・（介護予防）訪問入浴介護
・（介護予防）訪問看護

・（介護予防）訪問リハビリテーション
・（介護予防）居宅療養管理指導
・（介護予防）福祉用具貸与
・居宅介護支援、介護予防支援、
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【加算率】
基本報酬　＋15/100

【導入した際のメリット、デメリット】
メリット
・事業継続の支援　　：経営的に困難な地域でもサービス提供を維持可能。
・サービスの維持・確保　：撤退リスクのある地域でも最低限の支援が可能。
・地域格差の是正　　：都市部と地方のサービス提供水準の差を縮小。
デメリット
・一律加算の限界　　：地域ごとの実態と合わないケースもある。
・財政負担増　　：継続的な財政支出が必要。

【既導入地域の実態】
・経営維持には一定の効果。
・利用者の負担が増加したことによる不満は聞かれなかった。
・人材確保や抜本的経営改善には不十分。